

千葉県消防団無線取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防団が運用する無線局（以下「団無線局」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、千葉県消防通信規程（平成27年千葉県消防局訓令（甲）第5号）において使用する用語の例による。

(消防団長の指導)

第3条 消防団長（以下「団長」という）は団無線局の取扱いについて、消防団員（以下「団員」という）を指導する。

(管理担当者)

第4条 無線の配置を受ける者は、団無線局の管理担当者として法令を順守し、団無線局を適正に維持管理するものとする。

なお、管理担当者については、団長が別に定める。

(無線従事者の監督)

第5条 団無線局は、無線従事者の監督のもと運用を行うものとする。

(管理担当者の任務)

第6条 管理担当者は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 通信を行うための団無線局の操作
- (2) 団員が団無線局を使用する際の運用管理
- (3) 団無線局の点検
- (4) その他通信業務上必要な事項

(点検)

第7条 管理担当者は、次に掲げるところにより団無線局の点検を行うものとする。

- (1) 日常点検 無線使用時又は月1回定期に行う。
- (2) 臨時点検 必要に応じて行う。

2 前項第1号に定める点検を行ったときは、その都度、無線局点検表（様式第1号）にその結果を記録するものとする。この場合において、点検時において異常が認められたときは、直ちに団長に報告するものとする。

(団無線局の故障等の措置)

第8条 管理担当者は、団無線局が故障したときは、直ちに無線局整備申請書（様式第2号）により団長に報告するものとする。

2 管理担当者は、団無線局に重大な損傷又は亡失事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、無線局損傷・亡失報告書（様式第3号）により団長に報告するものとする。

(団無線局の運用の原則)

第9条 団無線局の運用は、陸上移動局相互間で通信を行うものとする。

2 団無線局による通信は、簡潔かつ明瞭に実施するとともに、その運用は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 団無線局の相互間の通信は、災害現場にて通信を行うときを除き、他の業務用無線局その他の無線局が交信していないことが明らかなきに限り行うこと。
- (2) 団無線局の開局中は、送受信機の機能を最良の状態に調整すること。
- (3) 団無線局により送信を行うときは、自局の呼出名称を付し、その出所を明らかにすること。
- (4) 団無線局による送信の時間は、連続 20 秒を超えないこと。
- (5) 送信の時間が連続 20 秒を超えるときは、数秒の間隔を置き、区切りを付けて送信すること。

(団無線局の業務外使用の制限)

第 10 条 団無線局は、消防業務以外の用に供してはならない。

(無線チャンネルの使用)

第 11 条 団無線局が常時使用する無線チャンネルは、次の表のとおりとする。

割当波	行政区	使用方面隊
1	中央区 稲毛区	中央区方面隊、稲毛区方面隊
2	花見川区 美浜区	花見川区方面隊、美浜区方面隊
3	若葉区 緑区	若葉区方面隊、緑区方面隊

(災害現場における団無線局の運用)

第 12 条 団員が使用する団無線局は、災害現場において、ちば消防共同指令センター（以下「共同指令センター」という。）及び常備消防隊の無線管理統制下、次に掲げるところを考慮し使用するものとする。

- (1) 常備消防隊の通信を優先する。
 - (2) 常備消防隊の交信状況を配慮し、通信を輻輳させない。
- 2 団無線局は原則として消防署又は消防隊と無線通信を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、共同指令センターと無線通信を行うものとする。
- (1) 災害又は災害に発展することが予見される場面に発見した場合
 - (2) 事件及び事故等を発見した場合
 - (3) 隊長が必要と認める場合

(無線による呼出し及び応答)

第 13 条 無線による呼出し及び応答については、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 無線の普通通信及び災害通信は、別表第 1-1、1-2 によって行う。
- (2) 各無線通信において、和文通話が必要な場合は、別表第 1-3 和文通話表を用いて行う。
- (3) 各無線通信において、欧文通話が必要な場合は、別表第 1-4 欧文通話表を用いて行う。
- (4) 各無線通信において、無線略語による通話が必要な場合は、別表第 1-5 無線通信略語表を用いて行う。

(呼出名称)

第 14 条 団無線局の無線局呼出名称は、団長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

別表第 1 - 1

通 話 の 原 則

項 目	通 信 方 法	留 意 事 項						
呼出し	1 普通通話呼出し (1) 自局の呼出名称 1回 (2) から 1回 (3) 相手局の呼出名称 1回 例「〇〇1からちばしょうぼう」	他の通信に混信を与えないことを確認する。 他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ通信を開始してはならない。 (識別名称) <table border="1" data-bbox="911 555 1362 1272"> <tbody> <tr> <td data-bbox="911 555 1061 730">各 局</td> <td data-bbox="1061 555 1362 730">消防本部別に同一通信系を構成する全ての無線局を呼出す場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 730 1061 958">各移動</td> <td data-bbox="1061 730 1362 958">消防本部別に同一通信系を構成する全ての移動局を呼出す場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 958 1061 1272">各 隊</td> <td data-bbox="1061 958 1362 1272">消防本部別に同一通信系を構成する無線局のうち、災害出動中の全ての移動局及び携帯局を呼出す場合</td> </tr> </tbody> </table> (注) 特定地域の全ての移動局及び携帯局を呼出す場合は、当該地域名を冠する。 (例)「ちばしょうぼうから〇〇区〇〇町に出動中の各隊」	各 局	消防本部別に同一通信系を構成する全ての無線局を呼出す場合	各移動	消防本部別に同一通信系を構成する全ての移動局を呼出す場合	各 隊	消防本部別に同一通信系を構成する無線局のうち、災害出動中の全ての移動局及び携帯局を呼出す場合
各 局	消防本部別に同一通信系を構成する全ての無線局を呼出す場合							
各移動	消防本部別に同一通信系を構成する全ての移動局を呼出す場合							
各 隊	消防本部別に同一通信系を構成する無線局のうち、災害出動中の全ての移動局及び携帯局を呼出す場合							

<p>2 至急通話の呼出し</p> <p>(1) 至急 2回</p> <p>(2) 自局の呼出名称 1回</p> <p>(3) から 1回</p> <p>(4) 相手局の呼出名称 1回</p> <p>例「至急、至急〇〇1から、ちばしょうぼう」</p>	<p>特に急を要する場合の呼出し方法である。</p> <p>既に行われている普通通話に割り込んで行う場合は、通話の切れ目に行わなければならない。</p> <p>この場合、至急割込を聴取した通話中の無線局は、直ちに送信を中止しなければならない。</p>
<p>3 再呼出し</p>	<p>呼出しを行っても相手局の応答がないときは、10秒以上の間隔をおいてさらに2回呼出しを行い、なお応答がないときは、1分以上経過した後でなければ再呼出しを行ってはならない。ただし、他の通信に混信を与えない場合又は至急通話の送信を行う場合は、この限りではない。</p>
<p>4 呼出しの中止等</p> <p>(1) 混信を与える無線局の呼出名称が判明している場合</p> <p>ア 混信を与える無線局の呼出名称 1回</p> <p>イ しばらく待て 1回</p> <p>例「〇〇1、しばらく待て」</p>	<p>自局の呼出しが、他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに呼出しを中止しなければならない。</p>

	<p>(2) 混信を与える無線局の呼出名称が不明の場合 ア しばらく待て 1回 例「発信局不明、しばらく待て」</p>	
応答	<p>1 基地局が普通通話の呼出しに対して応答する場合 (1) 相手局の呼出名称 1回 (2) どうぞ 1回 例 「〇〇1、どうぞ」 例 「〇〇1、しばらく待て」</p>	<p>呼出しに対しては、原則として直ちに 応答しなければならない。 なお、直ちに応答できない場合は、「ど うぞ」に代えて「しばらく待て」を送 信する。</p>
	<p>2 基地局が至急通話の呼出しに対して応答する場合 (1) 至急 2回 (2) 相手局の呼出名称 1回 (3) どうぞ 1回 例 「至急、至急〇〇1、どうぞ」</p>	
	<p>3 基地局以外の無線局が普通通話の呼出しに対して応答する場合 (1) 自局の呼出名称 1回 (2) です 1回 (3) どうぞ 1回 例 「〇〇1です、どうぞ」</p>	
	<p>4 基地局以外の無線局が至急通話の呼出しに対して応答する場合</p>	

	<p>(1) 至急 2回 (2) 自局の呼出名称 1回 (3) です 1回 (4) どうぞ 1回 例「至急、至急〇〇1です、どうぞ」</p>	
	<p>5 不確実な呼出しに対する応答 (1) 自局の呼出名称 1回 (2) です 1回 (3) さらに 1回 (4) どうぞ 1回 例「〇〇1です、さらに、どうぞ」</p>	<p>1 自局に対する呼出しで、呼出しを行った無線局の呼出名称が不明な場合でも、応答するものとする。 2 自局に対する呼出しであることが明らかでない呼出しを聴取されたときは、それが反復され、かつ自局に対する呼出しであることが判明するまでは、応答してはならない。</p>
通信事項の送信	<p>1 解信を求める場合 (1) 通信事項 (2) どうぞ 例「〇〇〇、どうぞ」</p>	<p>通信事項について、相手局の解信を求めるときは、通信事項の次に「どうぞ」を送信する。</p>
	<p>2 解信を求めない場合 (1) 一方送信 (2) 通信事項 例「一方送信、〇〇〇」</p>	<p>通信事項について、相手局の解信を求めないときは、通信事項の前に「一方送信」を冠する。</p>
解 信	<p>(1) 自局の呼出名称 1回 (2) 了解 1回 例「〇〇1、了解」</p>	<p>通信事項を受信し、解信を求められたときは、直ちに解信を行わなければならない。 (注) 複数局の呼出しの場合は、呼出しを受けた順に解信するものとする。</p>
解信の要求	<p>(1) 受信局（相手局）の呼出名称 1回 (2) 了解か 1回 (3) どうぞ 1回 例「〇〇1了解か、どうぞ」</p>	<p>通信事項の送信終了後、解信を要求しても受信局（相手局）が解信しないときは、解信要求を行うものとする。</p>

再送要求	(1) 自局の呼出名称 1回 (2) さらに 1回 (3) どうぞ 1回 例「〇〇1です、さらに、どうぞ」	通信事項が不明確な場合は、再送の要求を行うことができる。
通信の終了	(1) 以上 1回 (2) 自局の呼出名称 1回 例「以上〇〇1」	通信の終了は、呼出しを行った無線局がするものとする。
試験電波の発射	(1) 自局の呼出名称 1回 (2) ただいま試験中 1回 (3) 本日は晴天なり 3回 (約10秒で一度切る) 例「〇〇1、ただいま試験中、本日は晴天なり(3回)、以上、〇〇1」 例「〇〇1から〇〇1、ただいま試験中、本日は晴天なり(3回)メリットいかがか、どうぞ」	無線機器の試験又は調整のため、電波を発射するときは、左記の要領で行う。
通信の基本		

備 考

- 1 受信局は、通信を受信した時は折り返し解信を行わなければならない。
- 2 基地局側から応答を求められた移動局は、了解の旨の解信を行う。

別表第 1 - 2

災 害 時 の 無 線 通 話 要 領

区 分	指令センター基地局	陸 上 移 動 局
1 出動報告		<p>「〇〇指揮隊長（〇〇1）からちばしょうぼう」</p> <p>「出動報告、〇〇町から出動、どうぞ」</p>
<p>2 途上報告</p> <p>(1) 火煙の確認状況</p> <p>(2) 途上指示</p> <p>(3) その他必要事項</p> <p>※ 火煙の確認状況については、最も早く認知した隊が指令センターに送信するものとする。</p>	<p>「ちばしょうぼうから〇〇指揮隊長」</p> <p>「〇〇1、途上報告、〇〇町（又は〇〇前等）黒煙見える、どうぞ」</p> <p>※ 現場最高指揮者からの報告は除く</p> <p>(途上指示)</p> <p>「〇〇指揮隊長どうぞ」</p> <p>「ちばしょうぼう了解」</p> <p>「ちばしょうぼうから〇〇区〇〇町に出動中の各隊、〇〇指揮隊長途上指示、〇〇〇〇〇〇、以上ちばしょうぼう」</p>	<p>「〇〇指揮隊長（〇〇1）からちばしょうぼう」</p> <p>「途上報告、〇〇町（又は〇〇前等）にて、黒煙見える、どうぞ」</p> <p>「〇〇指揮隊長です、どうぞ」</p> <p>「〇〇指揮隊長、了解」</p> <p>(途上指示)</p> <p>「〇〇指揮隊長からちばしょうぼう」</p> <p>「〇〇指揮隊長途上指示、〇〇〇〇〇〇、どうぞ」</p>
<p>3 現場到着報告</p> <p>(1) 部署位置</p> <p>(2) 状況報告</p> <p>(3) 延焼危険</p> <p>(4) 増強要請</p> <p>(5) その他必要事項</p>	<p>」</p>	<p>(部署位置)</p> <p>「〇〇指揮隊長（〇〇1）からちばしょうぼう」</p> <p>「〇〇指揮隊長（〇〇1）、〇側直近部署、どうぞ」</p> <p>※ 部署位置をもって現着とする。</p> <p>(状況報告・延焼危険)</p> <p>「〇〇指揮隊長（〇〇1）からちばしょうぼう」</p> <p>1 「状況報告、木造 2 / 0 住宅 1 棟延焼中、〇</p>

		<p>側に延焼危険あり、どうぞ」</p> <p>2 「状況報告、空地内の雑草〇〇㎡、速度緩慢に延焼中 住宅への延焼危険なしどうぞ」</p> <p>※ 先着部隊は、現着時の状況を速やかに報告する。</p> <p>「〇〇指揮隊長です、どうぞ」</p> <p>「〇〇指揮隊長、了解」</p> <p>(増強要請) 「〇〇指揮隊長(〇〇1)からちばしょうぼう」</p> <p>「増強要請、第〇出動を要請、住宅2棟延焼中、〇側に延焼危険あり、どうぞ」</p> <p>※ 増強出動する部隊の進入方面及び活動方針等の必要事項を付加する。</p> <p>※ 活動現場内の活動報告は、通常、共同指令センターを介さず行うものとする。</p>
<p>4 活動報告等</p> <p>(1) 活動報告</p> <p>(2) 指示命令</p> <p>(3) 延焼阻止</p> <p>(4) その他必要事項</p>		<p>(活動報告) 「〇〇指揮隊長(〇〇1)からちばしょうぼう」</p> <p>「活動報告、木造2/0店舗併用住宅1棟、〇側1口、〇側1口、〇側1口の計3口で防ぎょ中」</p> <p>(指示命令)</p> <p>1 「〇〇指揮隊長から〇〇1」 「〇〇1です、どうぞ」 「〇側に延焼危険あり、〇〇1は〇側より進入し延焼阻止に当たれ、どうぞ」 「〇〇1、了解」</p> <p>2 「〇〇指揮隊長から〇〇1」 「〇〇1です、どうぞ」 「〇〇1水損防止隊とする、どうぞ」「〇〇1、了解」</p>

		<p>3 ○○指揮隊長から活動各隊、小隊長以上は○側空地へ集結せよ、以上○○指揮隊長」 (活動指示依頼) 「○○梯子1から○○指揮隊長」 「○○指揮隊長です、どうぞ」 「○○梯子1は建物○側部署するため、中継隊を依頼する、どうぞ」 「中継隊は○○1とする」 「○○指揮隊長から○○1」 「○○1です、どうぞ」 「○○1は水利部署し、○梯子1へ中継せよ、どうぞ」 「○○1、了解」</p> <p>(延焼阻止) 「○○指揮隊長(○○1)からちばしょうぼう」</p> <p>「木造2/0店舗併用住宅1棟約○○㎡で延焼は阻止した、どうぞ」</p>
--	--	---

備考

- 1 消防団における、災害現場通信の例は次の通りとする
 - A 「○○から××」
 - B 「××ですどうぞ」
 - A 「○○、現場到着(他に放水開始、中継送水開始等)」
 - B 「××了解」
- ※ ○○、××は自局呼出名称
- 2 無線通話を行うときは、自局の無線局識別名称を付してから内容を送信するものとする。
- 3 指揮隊長が現場到着するまでの間、先着隊長が共同指令センター等と無線通話する場合は、災害時の無線通話要領における、「○○指揮隊長」を「○○1等その無線局識別名称」に換えて無線通話するものとする。
- 4 「○○区○○町」等と災害発生場所を送信する際、災害が連続した場合等において、指令管制業務を円滑に統制する必要がある場合は、災害発生場所を「災害事案番号等」に省略して無線送信できるものとする。
- 5 通信の終話が明らかで輻輳がないと認められるときは、「以上○○指揮隊長(○○1)」を省略できるものとする。
- 6 個人情報に関する内容を送信するときは、携帯電話等(ファックス含む)を活用できる

ものとする。

7 呼出または応答の簡易化

無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号。）の規定により、確実に連絡の設定ができると認められる場合において、その通話中に少なくとも1回以上、自局の無線局識別名称を送信すれば、無線局識別名称を省略することができるものとする。

8 災害時の無線通話要領は別表第1-2を用いることとして、記載のない災害種別についても、これを準用するものとする。

別表第1-3

和文通話表

文		字					
ア 朝日の	ア	タ 煙草の	タ	マ マッチの	マ	エ かぎのある	エ
イ いろはの	イ	チ ちどりの	チ	ミ 三笠の	ミ	ヲ 尾張の	ヲ
ウ 上野の	ウ	ツ つるかめの	ツ	ム 無線の	ム	ン おしまいの	ン
エ 英語の	エ	テ 手紙の	テ	メ 明治の	メ	ゝ 濁点	
オ 大阪の	オ	ト 東京の	ト	モ もみじの	モ	。 半濁点	
カ 為替の	カ	ナ 名古屋の	ナ	ヤ 大和の	ヤ		
キ 切手の	キ	ニ 日本の	ニ	ユ 弓矢の	ユ		
ク クラブの	ク	ヌ 沼津の	ヌ	ヨ 吉野の	ヨ		
ケ 景色の	ケ	ネ ねずみの	ネ	ラ ラジオの	ラ		
コ 子供の	コ	ノ 野原の	ノ	リ りんごの	リ		
サ 桜の	サ	ハ はがきの	ハ	ル るすいの	ル		
シ 新聞の	シ	ヒ 飛行機の	ヒ	レ れんげの	レ		
ス すずめの	ス	フ 富士山の	フ	ロ ローマの	ロ		
セ 世界の	セ	ヘ 平和の	ヘ	ワ わらびの	ワ		
ソ そろばんの	ソ	ホ 保険の	ホ	キ むどの	キ		

数		字	
一 数字のひと	四 数字のよん	七 数字のなな	0 数字のまる
二 数字のに	五 数字のご	八 数字のはち	
三 数字のさん	六 数字のろく	九 数字のきゅう	

記		号	
一 長音	、 区切点	ㄥ 段落	（ 下向括弧
（ 上向括弧			

備考 数字を送信する場合には、誤りを生ずるおそれがないと認めるときは、通常の発音による（例「1500」は、「せんごひゃく」とする。）か、又は「数字の」語を省略する（例「1500」は、「ひとごまるまる」とする。）ことができる。

使用例は、次による。

- 1 「ア」は、「朝日のア」と送る。
- 2 「バ」又は「パ」は、「はがきのハに濁点」又は「はがきのハに半濁点」と送る。

欧 文 通 話 表

文字	使用する語	発 音
		ラテンアルファベットによる英語式の表示 (国際音標文字による表示)
A	ALFA	AL FAH
B	BRAVO	BRAH VOH
C	CHARLIE	CHAR LEE 又は SHAR LEE
D	DELTA	DELL TAH
E	ECHO	ECK OH
F	FOXTROT	FOXS TROT
G	GOLF	GOLF
H	HOTEL	HOH THLL
I	INDIA	IN DEE AH
J	JULIETT	JEW LEE ETT
K	KILO	KEY LOH
L	LIMA	LEE MAH
M	MIKE	MIKE
N	NOVEMBER	NO VEM BER
O	OSCOR	OSS CAH
P	PAPA	PAH PAH
Q	QUEBEC	KEH BECK
R	ROMEO	ROW ME OH
S	SIERRA	SEE AIR RAH
T	TANGO	TANG GO
U	UNIFORM	YOU NEE FORM 又は OO NEE FORM
V	VICTOR	VIK TAH
W	WHISKEY	WISS KEY
X	X-RAY	ECKS REY
Y	YANKEE	YANG KEY
Z	ZURU	ZOO LOO

備 考 ラテンアルファベットによる英語式の発音の表示において、下線を付してある部分は語勢の強いことを示す。

使用例は、次による。

「A」 は、「AL FAH」と送る。

別表第1-5

無線通信略語表

事故報告	表記	310	320	330	340					
	読み方	サンイチマル	サンニイマル	サンサンマル	サンヨンマル					
	摘要	事故で車両が運行不能になったとき	故障で車両が運行不能になったとき	職・団員に対する加害行為	職・団員の受傷行為、公務災害					
救急関係	表記	510	511	512	513	514	515	516	517	518
	読み方	ゴウイチマル	ゴウイチイチ	ゴウイチニ	ゴウイチサン	ゴウイチヨン	ゴウイチゴ	ゴウイチロク	ゴウイチナナ	ゴウイチハチ
	摘要	自損：薬物	自損：毒物	自損：刃物	自損：首吊	自損：焼身	自損：ガス	自損：入水	自損：投身	自損：銃器
救急関係	表記	519	520	530	540	550	560	570	580	
	読み方	ゴウイチキュウ	ゴウニイマル	ゴウサンマル	ゴウヨンマル	ゴウゴウマル	ゴウロクマル	ゴウナナマル	ゴウハチマル	
	摘要	自損：その他	社会死	精神病(疑い含む)	薬物中毒による幻覚症状	伝染病、感染症	傷害関係	陰部出血、陰部外傷等	ガン患者(疑い含む)	
救急関係	表記	㊦0	㊦1	㊦2	㊦3					
	読み方	マルテイゼロ	マルテイイチ	マルテイニ	マルテイサン					
	摘要	死亡状態	重症	中等症	軽症					
現場報告	表記	㊦	㊦	㊦	3/1	㊦	㊦			
	読み方	マルユウ	マルホン	マルカ	イブソノカ	マルキュウ	マルジャク			
	摘要	電話	現場指揮本部	火元建物	建物階層分子：地上 分母：地下	逃げ遅れ又は要救助者	災害時要援護者			
福祉関係	表記	710	720	730						
	読み方	ナナイチマル	ナナニイマル	ナナサンマル						
	摘要	行路病者	生活保護者	身体障害者						
通報・連絡関係	表記	810	820	830	840	850				
	読み方	ハチイチマル	ハチニイマル	ハチサンマル	ハチヨンマル	ハチゴウマル				
	摘要	警察	警察官要請	テロ、騒動・騒乱関係	犯罪・事件関係	暴力団関係				
火災原因・情報等	表記	910	920	930	940	950	960			
	読み方	キュウイチマル	キュウニイマル	キュウサンマル	キュウヨンマル	キュウゴウマル	キュウロクマル			
	摘要	放火	放火の疑い	火災等による死者	火災等による負傷者	サイレン吹鳴配慮	悪戯(疑い含む)			

(あて先) 消防団長

所属

管理担当者氏名

無線局点検表

1 実施種別

(1) 日常点検 (2) 臨時点検

※ 実施点検種別を○で囲う

2 点検内容

無線局名称			
点 検 項 目		点検欄	特 記 事 項
電源・ランプ作動		良・否	
通 信 状 況	送 信	良・否	
	受 信	良・否	
外 観 確 認 (本体各部の破損確認等)		良・否	
バッテリー／充電器		良・否	
車 載 取 付 金 具		良・否	
そ の 他			

様式第2号

年 月 日

(あて先) 消防団長

所 属 使用者氏名

無 線 局 整 備 申 請 書

呼 称	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
故障個所	
故障状況	
備 考	

備 考 上段の枠内に必要事項を記入すること。

様式第3号

年 月 日

(あて先) 消防団長

所 属 使用者氏名

無線局損傷・亡失報告書

呼 称	
損傷・亡失日時	年 月 日 () 時 分頃
損傷・亡失場所	
損傷・亡失程度	
取扱者職氏名	
損傷・亡失に至った経緯	
事後の措置	
備 考	

備 考 上段の枠内に必要事項を記入すること。